



株式会社ランシステム



2022年7月28日

各位

会社名 株式会社ランシステム
代表者役職氏名 代表取締役社長 日 高 大 輔
(コード番号:3326)

問い合わせ先 常務取締役 面 高 英 雄
TEL 03 - 6907 - 8111 (代)

決算期(事業年度の末日)の変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年9月28日(水)開催予定の第34期定時株主総会において、「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、決算期(事業年度の末日)の変更及び改正会社法対応に伴う定款の一部変更を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 決算期(事業年度の末日)の変更

当社の親会社である株式会社 AOKI ホールディングスと決算期を統一することで、より適切な経営計画の策定と決算業務の効率化を図ることを目的として、事業年度を毎年4月1日から3月31日に変更します。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、当社定款を変更いたします。

2. 変更の内容

(1) 決算期(事業年度の末日)の変更

現在 毎年6月30日

変更後 毎年3月31日

決算期変更の経過期間となる第35期は、2022年7月1日から2023年3月31日までの9ヶ月となる予定です。また、連結子会社につきましても、同様の変更を行う予定です。

(2) 定款変更の内容

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
第3章 株主総会 第12条～第13条(条文省略) (定時株主総会の基準日) 第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>6月30日</u> とする。 第15条～第16条(条文省略) <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第17条 当社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	第3章 株主総会 第12条～第13条(現行どおり) (定時株主総会の基準日) 第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>3月31日</u> とする。 第15条～第16条(現行どおり) (削除)

<p>(新設)</p> <p>第7章 計算 (事業年度)</p> <p>第34条 当社の事業年度は、毎年 <u>7月1日</u> から翌年 <u>6月30日</u> までの1年とする。 (剰余金の配当の基準日)</p> <p>第35条 当社の期末配当の基準日は、毎年 <u>6月30日</u> とする。</p> <p>② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。 (中間配当)</p> <p>第36条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 <u>12月31日</u> を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>第37条 (条文省略)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第7章 計算 (事業年度)</p> <p>第34条 当社の事業年度は、毎年 <u>4月1日</u> から翌年 <u>3月31日</u> までの1年とする。 (剰余金の配当の基準日)</p> <p>第35条 当社の期末配当の基準日は、毎年 <u>3月31日</u> とする。</p> <p>② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。 (中間配当)</p> <p>第36条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 <u>9月30日</u> を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>第37条 (現行どおり)</p>
---	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年9月28日(水)
定款変更の効力発生日 同日

以上